

(仮称) 産業ミュージアム基本構想・基本計画検討会設置要綱

(令和7年2月13日 区長決定)

(設置)

第1条 (仮称) 産業ミュージアム基本構想(以下「基本構想」という。)及び(仮称) 産業ミュージアム基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり、国史跡「陸軍板橋火薬製造所跡」を活用した板橋の産業ブランドの向上に関して専門的な知見等に基づく意見を聴くため、(仮称) 産業ミュージアム基本構想・基本計画検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議及び検討をし、意見を述べるものとする。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に関すること。
- (3) (仮称) 産業ミュージアムの整備にかかる必要事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する委員7名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に、会長及び副会長を各1名置き、会長は委員の互選により選出する。

- 2 会長は、検討会の会務を統括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。ただし、初回の検討会の会議は区長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(基本構想及び基本計画の策定)

第7条 区は、基本構想及び基本計画の策定に当たり、検討会で聴取した意見を十分に考慮するとともに、基本構想及び基本計画に反映させるよう努めるものとする。

(公開)

第8条 検討会の会議は、原則公開とする。ただし、会長は、公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合には、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 検討会の事務は産業経済部産業振興課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか検討会の運営について必要な事項は、産業経済部長が定める

付 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。